

「工事における法定外の労災保険の付保の要件化について」
の一部改正について
新 旧 対 照 表

令和2年(2020年)10月19日 事業第946号農政部長通知の一部改正
(令和3年6月21日以降適用)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">工事における法定外の労災保険の付保の要件化について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 保険の概要 法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度。</p> <p>2 対象工事 各（総合）振興局が発注する全ての工事。</p> <hr/> <p>3 設計図書（特記仕様書）への明示 <u>営繕工事においては、別紙「特記仕様書（記載例）」を参考に設計図書（特記仕様書）へ明示するものとする。</u></p> <p>4 保険付保の確認 工事請負契約書第 55 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、工事監督員は提出された確認書類（証券の写し等）を支出負担行為担当者へ提出するものとする。 ※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p> <p>5 適用年月日 <u>令和 3 年（2021 年）6 月 21 以降に行われる入札から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">工事における法定外の労災保険の付保の要件化について</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 保険の概要 法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度。</p> <p>2 対象工事 各（総合）振興局が発注する全ての工事。 <u>ただし「建築工事等価格積算要領」を適用する工事は除く。</u></p> <p>3 設計図書（特記仕様書）への明示 <u>別紙「特記仕様書（記載例）」を参考に設計図書（特記仕様書）へ明示するものとする。</u></p> <p>4 保険付保の確認 工事請負契約書第 55 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、工事監督員は提出された確認書類（証券の写し等）を支出負担行為担当者へ提出するものとする。 ※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p> <p>5 適用年月日 <u>令和 2 年（2020 年）12 月 1 日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から適用する。</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----